

公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団行動計画

仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日から令和7年3月31日までの14年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成23年5月～ 所定外労働の現状を把握、分析
- 平成24年4月～ 各所属における事務の効率化に向けた事務改善の検討
- 平成25年4月～ 週1回のノー残業デー実施、職員への周知
- 平成27年4月～ 所定外労働時間の把握、週1回のノー残業デー実施

目標2：年次有給休暇の取得を促進する取り組みを行う。

<対策>

- 平成23年4月～ 年次有給休暇の取得状況の実態を把握
- 平成24年4月～ 休暇を取りやすい職場環境づくり
本人・家族の誕生日、結婚記念日等における休暇取得を促進する等の啓発活動
- 平成27年4月～ 年次有給休暇の取得状況の実態を把握、休暇を取りやすい職場環境づくり

目標3：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除など、諸制度の周知を行う。

<対策>

- 平成23年4月～ 法や規程等に基づく諸制度の調査及び抽出
- 平成24年1月～ 制度に関するパンフレットを配布、職員への周知